

(設問 1)

第 1 B の A に対する 250 万円の支払い請求は認められるか。

1 まず、本件請負契約は有効に成立しているか。

(1) 請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し相手方がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約することによって成立する(民法(以下法名省略)632条)。

(2) B は甲の汚損を鑑賞可能な程度にまで修復することを約し、A は B に対して報酬として 250 万円を甲の返還と引換えに支払うことを約しているから請負契約は成立している。

2 しかし、本件損傷によって甲の汚損を鑑賞可能な程度にまで修復することはできなかった。このような債務の履行が不能である場合も、契約は有効である(412条の2の1項)。よって、A は本件請負契約の解除をして支払いを拒否することができないか。

(1) 本件請負契約は債務の全部の履行が不能(542条1項1号)であるから、A は無催告で契約を解除することができる(542条1項柱書)。

(2) しかし、「債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるとき」(543条)は、債権者は契約の解除をすることはできない。本件において、債務の不履行はAの責めにすべき事由によるものといえるか。

ア 履行不能、すなわち修復が不可能となった原因は本件損傷である。そして、本件損傷はAの保管方法が悪かったことに起因する。確かにAは書画骨董品の収集を趣味とする個人であるから保管方法が正しくなくても帰責性がないといえるかもしれない。しかし、専門業者であるBと面識があり、聞くこともでき、また、インターネットで検索することも容易であるからAに帰責性があるといえる。また、令和5年1月時点で甲の経年劣化が激しく、Bもそのことを知っていたことから何度もAに甲の現状を確認しているが、Aは現物確認を怠り、Bに現状を伝えていなかった。Aは自宅で甲を保管していたことから、甲の現状を確認しBに伝えることは容易であったし、Bから複数回にわたって確認されていることからAの帰責性は大きい。

イ そうだとすると、Aの保管方法が正しくなかったことで本件損傷が起きたといえるし、また、そのことについてBから散々助言されながらも確認することなく本件請負契約を締結しているから、債務の不履行がAの責めに帰すべき事由によるものであるといえ、Aは本件請負契約を解除することができない。

3 そうだとすると、BはAに250万円の支払いを請求することができるか。

(1) 536条2項によると、「債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は反対給付の履行を拒むことができない」と定められている。

上述の通り、Aの責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなっているから、Aは反対給付の履行である250万円の支払いを拒むことができない。

(2) よって、Bの請求は認められる。しかし、「自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない」(536条2項後段)から、Bは修復作業を実際に行っていないから、実際に支出した材料費等の費用一切および確認作業にかかったBの報酬を引いた額を返還しなければならない。よって、これらの範囲でBの請求は認められる。

(設問2)

第1 (1)についてDのCに対する乙の引渡し請求は認められるか。

1 令和5年6月1日時点で、CはBに対して返還請求をしており、本件委託契約(3)によると、返還請求があったときはBは乙の顧客への販売権限を当然に失うと定められている。よって、BD間で売買契約が成立した6月2日時点でBに乙の販売権限はなく、乙の所有権もCからBに移転しないから、Bは無権限者であり、Dは所有権を取得しないのが原則である。

しかし、Dは乙の所有者がBであると信じており、また乙の所有者がCであることの説明はなかった。このような場合に即時取得(192条)が成立し、Dは乙の所有権を取得しないか。

(1) 即時取得の成立要件は①取引行為によって②平穩かつ公然と③動産の占有をはじめ④相手方が無権利者であることにつき善意無過失であることである。

ア 本件においてみると、BD間の売買契約は、Bが無権利者である。このような他人物売買の場合でも有効な「取引行為」があったといえるか。

555条によると、売買は当事者の一方がある財産権を相手方に移転することを約し、相手方がこれに対して代金を支払うことを約することによってその効力を生じると定められており他人物売買は禁止されていない。また、561条は他人物売買を念頭においた規定であるし、迅速な取引の実現のためには他人物売買は認められるべきである。

よって他人物売買の場合でも有効な取引行為があったといえる(①充足)。

イ 平穩かつ公然とは186条1項により推定されるから②は充足する。

ウ 乙は壺であるから動産である。また、本件においては、乙は、BがDのために保管していたから占有改定(183条)の形でDは占有を開始しているが、このような場合でも、「占有を始めた」(192条)といえるか。

即時取得の制度は、占有という動産の外観に関する権利の外形を信頼し所有者の支配領域を離れて流通するにいたった動産に対して支配を確立した者を特に保護するものである。そこで「占有を始めた」といえるには、一般外観上従来の占有状態に変更を生ずるような占有を取得することを要する。よって占有改定は一般外観上従来の占有状態に変更を生じさせないから「占有を始めた」には含まれない。

よって、③を充足しない。

2 以上より即時取得は成立せず、Dは乙の所有権を取得しない。よって、DのCに対

する引渡し請求は認められない。

第 2 (2) について D の C に対して所有権に基づいて乙の引渡し請求は認められるか。

1 まず、上述の通り、即時取得は成立しない。

2 しかし、D は B が乙の売買権限を有していると信じ取引行為を行っている。そうだとすると、B D 間の売買契約時点で B に処分権限はないが、表見代理（112 条 1 項）が成立しないか。

代理権消滅後の表見代理が成立し、本人に効果が帰属する要件は①本人が他人に代理権を与えている②その代理権の範囲内であること③第三者が代理権の消滅につき善意無過失であること、である。

(1) C は B に乙の売買契約について代理権を授与したといえるか。

本件委託契約の (1) によれば、C は B の名において販売する権限を与えているから、代理権を授与したとも考えられる。しかし、本件委託契約の (2) によれば、B と顧客間で成立した売買契約の効果が直接 C に帰属するのではなく、成立した場合には B C 間で乙を 180 万円で販売する旨の契約が当然に成立するにすぎない。代理は、代理人がする行為は本人のためにする行為であり、代理人の行為は本人に直接帰属するのが原則である。よって、本件においてみると、C は B に対して乙の売買契約について代理権を授与したとは言えない。

3 以上より、表見代理は成立せず、D の請求は認められない。

以上